

令和 6 年度

九州農政局熊本合同宿舎浴室改修工事

特別仕様書

九州農政局

第1章 総則

令和6年度九州農政局熊本合同宿舎浴室改修工事（仮称）の施工にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（機械設備工事編）」（以下、「標仕」という。）及び同「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（機械設備工事編）」（以下、「改修標仕」という。）に基づいて実施する。

標仕及び改修標仕に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 工事場所

九州農政局熊本合同宿舎

熊本県熊本市東区若葉2丁目12-20

2. 工期

契約締結の日から令和7年3月10日までとする。

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

1) バランス型風呂釜及び専用浴槽 から

壁貫通型風呂給湯器及び専用浴槽 への取替 7箇所

2) 浴室照明器具の交換 2箇所

4. 工事数量

別紙1のとおり

第3章 施工条件

1. 使用する材料及び施工方法等については、製造元の仕様書等によるものとするが、これにより難い場合は「第1章 総則」によるものとする。

なお、適用にあたっては監督職員の確認を受けるものとする。

2. 作業にあたっては、事前に監督職員と日程等について協議した上で実施するものとする。

また、宿舎居住者の生活に支障のないよう十分注意すること。

3. 仮設及び安全対策については、受注者が関連法規等に基づいて必要な措置を講じることとし、作業中に発生した事故については、受注者の責任において処理するものとする。

4. 作業にあたっては、庁舎等へ損傷を与えないよう適切に養生を行うこととし、万一、庁舎等を損傷させた場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の負担により現状に復旧するものとする。

5. 浴槽の交換に伴い、汚れた壁が露出することとなった場合は、現在の浴室と同等の部分塗装を行うものとする。

6. 完成に際しては、受注者の機器、余剰資材、仮設物等の片付けを行うとともに、現場及び使用した範囲の清掃を行うものとする。

7. 現場発生材については、全て構外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利活用促進法、廃棄物処理法その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切に処理するものとする。

なお、処理方法等については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

8. 受注者は、作業終了後速やかに「完成通知書」を監督職員に提出するとともに、完成検査を受けるものとする。

また、実施前、実施中、完成後の状況を撮影した写真を添付することとする。

第4章 施工

1. 作業内容

工事箇所は、別紙2のとおりとする。

なお、風呂釜の取替は、7戸（101号、102号、301号、302号、402号、403号、404号）とし、浴室の照明器具の取替は、2戸（101号、302号）とする。

2. 一般事項

工程表を作成し提出する。日程及び作業時間帯については、監督職員と打合せの上、作成するものとする。

第5章 施工管理

1. 関係図書の作成及び提出

1) 工事写真については、着工前、工事中、完了後を適宜撮影し、A4版に貼り付けること。

第6章 その他

1. 定めなき事項

この特記仕様書に定めなき事項、又は本工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 事 数 量 表

品目	規格	数量	単位	備 考
1)浴室改修工事				
既設浴槽・給湯機器撤去	付属品、接続部品等含む	7	台	
壁貫通型給湯器	8号給湯タイプ フルオート 浴室リモコン、風呂コード、循環アダプター入付 ふろ配管クリーンタイプ 都市ガス用	7	台	
浴槽	1100mmタイプ・追い炊き循環口あり・水栓用穴あり・ホワイト	7	台	
浴槽ふた	1100mmタイプ用 シャッターふた	7	台	
2バルブシャワー水栓金具		1	式	
壁穴支持金物		1	式	
管材・継手類		1	式	
雑材・消耗品		1	式	
機器取付	各種配管、電気配線、リモコン設置等を含む	1	式	
試験運転調整		1	式	
浴室壁の部分塗装		1	式	
LED電球フラット型	OW269034NDS	2	台	
既設照明器具撤去		2	台	

